



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1066	大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要	(商工振興課)..... 1
1067	道路の区域変更	(道路保全課)..... 2
1068	道路の供用開始	(")..... 2
1069	道路の区域変更	(")..... 2
1070	道路の供用開始	(")..... 3

○ 正誤

令和4年7月8日付け和歌山県報第326号和歌山県人事委員会規則第19号中 3
--------------------------------------	---------

告 示

和歌山県告示第1066号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和4年9月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ガーデンパーク和歌山

和歌山県和歌山市松江字向鶴ノ島1469番1外

2 意見の対象となった届出に係る告示

令和4年和歌山県告示第607号

3 意見の概要

- (1) 環境面、衛生面、排出量及び回収ペースを考慮した廃棄物保管施設を確保してください(生ゴミについては2日分以上を確保できる施設にしてください。)
- (2) 騒音振動の発生源対策を図り、等価騒音レベルが予測値を超えないようにしてください。
- (3) 環境関係法令を遵守するとともに、近隣住民との関係を良好に保ち、苦情等の申出があれば真摯に対策を講じてください。
- (4) 産業廃棄物を保管する場合、保管基準に従い、生活環境の保全上支障のないように保管してください。
- (5) 当該地の隣接道路に、河北中学校の通学路が設定されているため、通学生徒への安全対策を講じてください。

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山市産業交流局産業部商工振興課(和歌山市七番丁23番地)

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 令和4年9月27日から同年10月27日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1067号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年9月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 高野口野上線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
海草郡紀美野町藁垣内字芝垣内31番地先から同町藁垣内字芝垣内9番3地先まで	旧	5.91 ） 13.91	74.13	
同上	新	5.91 ） 23.13	62.75	

和歌山県告示第1068号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年9月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 和歌山橋本線

供用開始の区間 和歌山市新高町35番27地先から同市新高町96番22地先まで

供用開始の期日 令和4年9月27日

和歌山県告示第1069号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年9月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 御坊由良線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
日高郡日高町大字小浦字小浦後865番7地先から同町大字方杭字南谷100番地先まで	旧	7.30 ） 32.20	423.90	

同上	新	7.30 } 32.20	423.90	
同上	新	11.20 } 69.20	371.20	

和歌山県告示第1070号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年9月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 御坊由良線

供用開始の区間 日高郡日高町大字小浦字小浦後865番7地先から同町大字方杭字南谷111番1地先まで

供用開始の期日 令和4年9月27日

正 誤

正 誤

令和4年7月8日付け和歌山県報第326号和歌山県人事委員会規則第19号中

ページ	誤	正																				
2	<table border="1"> <tr> <td>室長</td> <td></td> <td>副課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>副室長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>総括調査員</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>主幹</td> </tr> </table>	室長		副課長			副室長			総括調査員			主幹	<table border="1"> <tr> <td>室長</td> <td>副課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>副室長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>総括調査員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>主幹</td> </tr> </table>	室長	副課長		副室長		総括調査員		主幹
室長		副課長																				
		副室長																				
		総括調査員																				
		主幹																				
室長	副課長																					
	副室長																					
	総括調査員																					
	主幹																					
2	<table border="1"> <tr> <td>室長</td> <td></td> <td>副課長</td> </tr> <tr> <td>企画員</td> <td></td> <td>副室長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>総括調査員</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>主幹</td> </tr> </table>	室長		副課長	企画員		副室長			総括調査員			主幹	<table border="1"> <tr> <td>室長</td> <td>副課長</td> </tr> <tr> <td>企画員</td> <td>副室長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>総括調査員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>主幹</td> </tr> </table>	室長	副課長	企画員	副室長		総括調査員		主幹
室長		副課長																				
企画員		副室長																				
		総括調査員																				
		主幹																				
室長	副課長																					
企画員	副室長																					
	総括調査員																					
	主幹																					